

社会福祉法人共済福祉会

特別養護老人ホーム 伊豆白寿園 運営規程

制定	平成12年 7月14日	改定	平成19年 1月 1日	改定	平成27年 4月 1日
改定	平成13年 1月 1日	改定	平成19年 4月 1日	改定	平成27年 8月 1日
改定	平成13年 4月 1日	改定	平成21年 4月 1日	改定	令和 元年10月 1日
改定	平成16年 5月 1日	改定	平成22年 4月 1日	改定	令和 2年 4月 1日
改定	平成16年11月 1日	改定	平成22年10月 1日	改定	令和 3年 8月 1日
改定	平成17年10月 1日	改定	平成25年 9月 1日	改定	令和 7年 4月 1日

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人共済福祉会定款第1条の規定に基づく特別養護老人ホーム伊豆白寿園（以下「ホーム」という）の運営方針、及び利用申し込みの方法並びに利用者の処遇方法等についてその基本的事項を定め、施設での安らぎのある生活の提供とホームの適切な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームは、利用者に対し安全で清潔な施設の提供を行なうと共に、安らぎと安息の日々がおくれるよう次の方針に基づき最大限の努力を図るものとする。

- ① ケアプランに基づく適切な利用者処遇サービスの提供に努める。
- ② 地域及び利用者家族との密接な連携強化による相互信頼間の醸成を図る。
- ③ 災害の防止及び保健衛生の保持による安全で衛生的な施設の運営を図る。
- ④ 研修体制の充実により職員の資質を高め、利用者処遇サービス及び専門技術等の習得・向上を図る。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 ホーム入所利用者に対し、介護等各種のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置する。

なお、職員の配置については短期入所生活介護 伊豆白寿園老人ショートスティを含めた員数であり、介護保険法及び関係法令に定める配置基準を遵守したものである。

職種、員数及び職務内容

職 種	指定基準	職 務 内 容
施 設 長	1名	ホーム全般についての運営管理を行なう。
介護又は看護職員	27名以上	利用者の心身の状況に応じた、入浴、排泄、食事等について適切な介護を行い、ホームでの安心・充実した生活ができるよう支援する。
看 護 師	3名以上	利用者の健康状況を常に把握し、適切な健康管理等を行なう。
医 師 (囑託)	1名	看護師と連携を保ち、利用者の健康状態を的確に把握すると共に適切な医療行為を実施する。
生活相談員	1名以上	利用者の日常生活相談及び精神的ケアを行なう。
栄 養 士	1名以上	利用者の身体の状況及び栄養、嗜好等を考慮した適切な食事の提供を行なう。
介護支援専門員	1名以上	利用者の適切なケアプランの作成及び実施状況の把握、管理に努める。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の健康状態及び身体機能の状況を的確に把握し、現有機能の維持及び低下抑制等に努める。

(利用定員)

第4条 ホームの入所定員は70名とする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第5条 入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じ、おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び円滑に入所できるよう配慮する。

2. 本施設は、入所者の入院期間中等で入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を行う。

(ホーム利用資格)

第6条 ホームへの入所は、原則として介護保険法に基づく介護認定を受け、要介護度3～5に認定された者であって、家庭での介護が困難と認められる者とする。

(ホーム入所手続き)

第7条 前条の規定に該当するもので入所を希望する者は、ホームで指定する申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2. 前記申し込みに基づき利用受入を決定した場合は、口頭にて申込者に連絡をすると共に、速やかに「介護老人福祉施設利用契約」を締結するものとする。

(入所時面接)

第8条 施設長は新たに受入を決定した申込者に対し事前に面接を行い、ホームの目的、介護の内容及びホームの利用料金等重要事項について説明し、納得と安心感を得られるよう努めると共に、利用者の心身の状況、個性、経歴、病歴、趣味、嗜好等介護に必要な情報の調査収集を行い、これを記録保存することとする。

(処遇方法)

第9条 施設長は、利用者が心身の状態に適合した快適な環境のうちに、安定した心豊かな生活ができるよう必要な処遇方法を講じなければならない。

2. 施設長は、利用者個人の人格を尊重し、個別の状態に応じた処遇を行なうこととし、正当な理由なく身体、行動の抑制等不利益な取り扱いを行ってはならない。
3. 利用者は、ホームでの生活環境及び処遇上の問題等について、意見又は苦情等がある場合は関係職員若しくはご意見箱を通じ申し出ることができる。
4. 施設長は、利用者から意見、苦情等の申し出があった場合は、誠意を持って問題の解決に当たると共に、申し出者に対し適切な回答を行なうこととする。

(給食)

第10条 ホームは、給食について食品の種類及び調理方法等利用者の身体的特性に適合した栄養が確保されるように考慮すると共に、常に利用者の身体的状況及び嗜好等の把握に努め、これを十分配慮して行なうものとする。

2. 調理は、栄養士によって作成された献立に従って行なうと共に、その実施状況を明らかにしておくものとする。

なお、病弱者に対する献立については医師の指示に従い作成するものとする。

3. 調理及び配膳にあたっては、食品衛生法(「大規模食中毒対策等について」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」等)に掲げる事項に留意して衛生的に行なうものとする。

(健康管理)

第11条 ホームは、利用者の健康管理について定期健康診断を行なう他、利用者の健康状況を常に把握し疾病の早期発見、予防措置等健康保持のための必要な措置を講ずるものとする。

2. 職員の健康診断は、労働安全衛生規則第44条(定期健康診断)又は地方公共団体の実施する方法に従って行なうものとする。

3. 調理に従事する職員の検便は、定期的に行なうものとする。

(衛生管理等)

第12条 ホームは、施設の内外を常に清潔に保つよう心掛けるものとする。

2. 利用者の被服及び寝具は常に清潔に保つと共に、入浴は定期的に行なうものとする。

3. ホームは、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じるものとする。

①ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催する。

②ホームにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(医療)

第13条 ホームは、利用者が必要な診療が受けられるよう医務室設備を充実すると共に、現に指定サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとする。

(生活指導員・訓練等)

第14条 ホームは、利用者の日常生活を豊かな明るいものとするため、必要な生活相談、生活指導を行なうと共に、教養娯楽、レクリエーション等を計画的に行なうものとする。

2. 利用者の生活意欲の増進等を図るため、身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復または機能の減退防止のための訓練を行なうものとする。

(地域社会との連携)

第15条 ホームは、地域社会との連携を密にし、相互に理解と親睦が図られるよう配慮しなければならない。

(利用者が守るべき規律)

第16条 利用者は団体の秩序を保ち、利用者相互の親和に努めると共に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室内にライターや発火性の危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 無断で外出し、外泊し、若しくは外来者を宿泊させてはならない。

(4) ホームの施設、設備等に不当な損傷等を与えるような行為をしてはならない。

(5) その他施設長が定める規程及びこの規程に基づいて行なう職員の指導等に反する行為をしてはならない。

(防災対策)

第17条 ホームの防火・防災その他非常災害対策等については、「社会福祉法人共済福祉会伊豆白寿園消防計画」による他、毎月1回の避難訓練を実施する。

(退所)

第18条 利用者が次の事由に該当した場合、ホームは利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、利用契約を解約し退所させることができる。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘らず10日以内に支払われない場合。

(2) 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 利用者またはそのご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱す

る行為をなし、事業者の事前の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、利用契約を継続困難と判断した場合。

(4) 止むを得ない事情によりホームを閉鎖または縮小する場合。

(ホーム利用等料金)

第19条 ホーム利用にかかる各種料金については、介護保険法で定める介護度別利用料金の他、次によることとする。

項目	負担単位	金額	記事
食費	重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける		負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある食費・居住費の負担限度額。
居住費			

その他、重要事項説明書に記載する料金の支払いを受けることが出来る。

(秘密の保持)

第20条 「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行なうとともに以下のとおり行なう。

ホーム及び職員は、職務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は利用契約終了後も同様とする。

(身体拘束の廃止及び虐待防止等)

第21条 ホームは、「身体的拘束その他行動制限廃止及び虐待防止に関わる伊豆白寿園マニュアル」に基づき、利用者の身体的拘束やその他の方法による利用者の行動制限の廃止、及び虐待の防止に努める。

なお、身体拘束を緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施のこととする。

1. 身体拘束廃止委員会の開催	原則 1回/月 その他必要に応じて随時開催
2. 検討内容	「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件をすべて満たす状態であるかを確認する。
3. 緊急やむを得ない場合の手続き	①家族、または代理人等に連絡し面接する。 ②家族等の十分な理解と同意を得て、説明書に署名捺印を求める。
4. 介護記録の記載	実際に身体拘束を行う場合は、様態・時間・心身の状況等を記録する。
5. その他拘束廃止の為の取り組み	①身体拘束廃止を目的に継続的な身体拘束廃止委員会を開催する。 ②職員は最新の知識と技術を学ぶ機会に参加し、拘束廃止の取り組みを積極的に取り入れる。

2. ホームは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。又、職員に対し研修を定期的を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 ホームは、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を行なう。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じる。

2. 事故発生の防止のための委員会の開催、職員に対する研修を定期的を開催する。

(実施細目)

第22条 この規程に定めるもののほか、ホーム運営に関し必要な事項は施設長が別にこれを定める。

付 則  
この規程は令和7年4月1日から施行する。